

2026 年 8 月 19 日 ビジネス会計人クラブ 第 341 回定例会 結果報告

■ 内 容 「取引相場のない株式の相続税評価の改正」の動向を探る
～有識者会議委員と国税出身者による赤裸々対談～

■ 講 師 株式会社YUIアドバイザーズ 代表取締役 税理士 玉越 賢治 氏
香取稔税理士事務所 所長 税理士 香取 稔 氏

今回の定例会では、国税庁に設置された「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」の委員を務める玉越賢治氏と、長年にわたり国税庁で相続税等の法令解釈等に携わり、高松国税不服審判所長も務められた香取稔氏のお二人を講師に迎え、対談形式で取引相場のない株式の評価改正の動向と論点を赤裸々にご解説いただきました。

「改正の背景となった検査院からの指摘事項」では、会計検査院が令和 2、3 両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計 1,600 件の申告を対象に検査した結果が紹介されました。類似業種比準価額の中央値が純資産価額の中央値の 27.2%となっており、類似業種比準価額と純資産価額の乖離や純資産価額方式の適用を回避しようとするスキーム、評価通達 6 項による評価に係る訴訟等が増加傾向にあることが共有されました。

「各有識者委員の見解」では、国税庁が 2026 年 4 月から開催してきた有識者会議（第 1 回～第 4 回）の論点と委員間の議論について詳説いただきました。また、評価方法の見直しの基本的な 4 つの観点として、①評価額の「崖」の解消、②実務・学術上の進展を踏まえた「今日的観点」からの見直し、③評価額の「恣意性・操作性」の排除、④第三者への事業承継等の動向も踏まえた評価が有識者会議の資料として共有されました。あわせて国税庁 HP に掲載されている税務大学校の研究活動「今後の取引相場のない株式の評価のあり方」（税務大学校研究部教授加藤浩氏）についても共有いただきました。いずれも今後の改正の行方を占う重要な議論として整理されました。

「国税庁が紹介する租税回避事案例」では、評価方式間のかい離を利用した 8 つの租税回避スキームを紹介いただきました。①子会社の会社規模操作による株価圧縮（評価額▲100 億円、税額▲55 億円）、②配当還元方式を利用できる株主の人為的な作出（評価額▲19 億円、税額 10 億円）、③会社規模操作による評価方式の変更（評価額▲20 億円、税額▲10 億円）、④子会社（類似）からの循環貸付による親会社（純資）の株価の圧縮（評価額▲65 億円、税額▲35 億円）、⑤オペレーティングリースを活用した株価の圧縮（評価額▲10 億円、税額▲5 億円）、⑥株主構成の操作による配当還元方式への誘導（評価額約 98%減）、⑦第三者を一時的に介在させる評価額圧縮スキーム（評価額約 60%減）、⑧法人が貸付用不動産購入から 3 年経過後に株式を移転（評価額▲5.4 億円、税額▲3.0 億円）といった事案が示されました。

「取引相場のない株式評価改正の方向性」については、有識者会議今後の制度改正を見据えた視点で解説いただきました。

本研修は、取引相場のない株式の評価を巡る問題点から有識者会議の最前線の議論、そして具体的な租税回避事案の実態まで、改正動向を多角的に理解できる極めて充実した内容となりました。税理士にとって、今後の評価改正への備えや顧問先への的確なアドバイスを考えるうえで、大変有益な機会となりました。なお、本定例会には会員・非会員合わせて100名を超える方にご参加いただき、うち約20名が非会員の方であったことから、取引相場のない株式評価改正に対する実務家の関心の高さが伺われました。

<主な講演内容>

1. 改正の背景となった検査院からの指摘事項
2. 各有識者委員の見解
3. 国税庁が紹介する租税回避事案例
4. 取引相場のない株式評価改正の方向性

定例会終了後には講師の玉越氏と香取氏を囲んでの懇親会を行いました。今回は48名の皆様にご参加いただき、懇親会の席でも講師への質問が相次ぐなど、研修会の熱気そのままに盛会となりました。

【定例会】



【懇親会】

